

韓国知的財産ニュース 2021 年 12 月前期

(No. 452)

発行年月日：2021 年 12 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を公布
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律
(法律第 18548 号)
- 1-3 特許法の一部改正法律案 (議案番号：2113865)
- 1-4 デザイン保護法の一部改正法律案 (議案番号：2113867)
- 1-5 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令
(産業通商資源部令第 440 号)

関係機関の動き

- 2-1 デジタル時代における不正競争防止法の在り方を模索する
- 2-2 優秀な知的財産製品の流通促進に向けた知的財産大展を開催
- 2-3 「強い特許」を中心に知的財産保護を強化
- 2-4 韓国特許庁、韓国音楽コンテンツ協会と共同で
「グローバル K-Pop コンファレンス」開催
- 2-5 「2021 国民安全発明チャレンジ」受賞作の展示会を開催
- 2-6 アイデアが必要な大田の企業・団体、集まれ！
- 2-7 韓国特許庁、WIPO と協力して「人工知能と知的財産」
国際教育課程を新設
- 2-8 RCEP 来年 1 月発効、ASEAN 市場で韓流保護強化を期待
- 2-9 韓国特許庁、「医療方法発明関連特許法改正の公聴会」を開催
- 2-10 人工知能発明の国際的審査基準を設けるための韓・EU 特許協力を開始
- 2-11 第 11 期知的財産マイスタープログラム修了および授賞式を開催
- 2-12 韓国特許庁、「AI 発明者保護の国際コンファレンス」を開催
- 2-13 韓国特許庁、「知的財産 (IP) 人材育成ビジョン 2030」樹立を推進
- 2-14 韓国特許庁、「AI 分野の特許および産業の動向セミナー」を開催

- 2-15 IP 金融、新型コロナ対応企業への支援効果目立つ

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 2021 年 D2B デザインフェアの授賞式を開催

その他一般

- 5-1 ディープフェイク、AI 用学習データ分野の新しいゲームチェンジャーとして急浮上
- 5-2 コロナ感染のご心配なく、顔だけ映してください！

法律、制度関連

1-1 改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を公布

韓国特許庁（2021.12.7.）

データの不正取得・使用行為および

有名人の肖像・姓名等の無断使用行為を不正競争行為として規定

韓国特許庁はデータの不正取得・使用行為および有名人の肖像・姓名等を無断で使用する行為を不正競争行為として新設する改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」）が本日（12月7日）公布され、来年施行予定（※）であると発表した。

※（データの不正取得・使用）2022年4月20日施行、（有名人の肖像・姓名等の無断使用）2022年6月8日施行

1. データの不正取得・使用行為を不正競争行為として新設

データ経済時代の到来によってデータの確保および活用能力が企業の競争力を左右する最重要要素となり、世界各国が我先にと自国の事情に合わせてデータ関連法制を整備（※）している。

※（日）限定提供データの不正取得・使用・公開行為を不正競争行為として規定（2018年）

(米) 海外にある自国企業データへのアクセス権を保障するための「CLOUD Act」を制定 (2018 年)

(中) 自国内データの保護・検閲を強化するための「ネットワーク安全法」を施行 (2017 年)

そのため、韓国もデータ構築にかかったコストと努力に適合した報奨をすることでデータの利用および流通が自由に行われる環境を整える必要があるという意見が提起されてきた。

ただ、データそのものに独占的権利を付与すれば、活用が萎縮してまだ育成段階にあるデータ産業の発展を阻害する恐れがある。したがって、改正法は取引を目的にして蓄積・管理したデータの不正取得および使用行為だけを不正競争行為として新設して、データの保有者が保護を受けられるようにした。

これからはデータの不正取得および使用行為が発生する際に裁判所に禁止を請求することができ、損害が発生した場合は賠償の請求も可能になる。また、特許庁に行政調査を申請して是正勧告等の救済も受けることができる。

特に、技術的保護措置を無力化する行為に対しては、刑事処罰 (3 年以下の懲役、3 千万ウォン以下の罰金) も可能になる。

今回の特許庁の制度改善は、最近制定された科学技術情報通信部の「データ産業の振興及び利用促進に関する基本法」(2021 年 10 月 19 日) と関連して、両機関間の優秀な協力および積極行政の推進事例と言える。

2. 有名人の肖像・姓名等の無断使用行為を不正競争行為として新設

韓流の影響力が拡大し、有名人の肖像・姓名等の顧客吸引力が増加するに伴ってこれらを無断で使用する不法行為が発生してきたが、現行の法律上明示的規定がなく、保護が困難であった。

そのため、有名人の肖像等の財産的価値を認めて無断使用を規制する米国、英国、日本などの海外の事例を参考にし、一日も早く関連法を導入しなければならないとの意見が以前から提起されてきた。

こうした業界の声に応じて、改正法は有名人の肖像・姓名等を無断で使用する行為を不正競争行為として新設し、不正競争防止法に基づいて被害を救済してもらえるようにした。

これからは有名人の肖像・姓名等の無断使用行為によって経済的利益を侵害される場合、裁判所に無断使用行為に対する禁止を請求することができ、損害が発生した際は賠償の請求も可能になる。また、特許庁に行政調査を申請して是正勧告等の救済を受けることができる。

特許庁長は「データの不正取得・使用行為と有名人の肖像・姓名等の無断使用行為は他人の成果にただ乗りする行為」とし、「今回の法改正を通じて、データの保有者および有名人などの投資・努力に対して正当な対価を支払う取引環境が整うことを期待する」と述べた。

1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律(法律第18548号)

電子官報 (2021.12.7.)

国会で議決された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021年12月7日

国務総理 キム・ブギョム

国務委員及び産業通商資源部長官(特許庁所管) ムン・スンウク

法律第18548号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第2条第1号ル目をワ目に改め、同号にル目及びワ目をそれぞれ次のように新設する。

- ル. データ(「データ産業の振興及び利用促進に関する基本法」第2条第1号に基づくデータ中、業として特定の者又は特定多数に提供されるもので、電子的方法で相当の量が蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報のことをいう。以下同じ。)を不正に使用する行為として、次のいずれかに該当する行為
- 1) アクセス権限のない者が窃取・欺罔・不正接続又はその他不正な手段でデータを取得するか、若しくは取得したデータを使用・公開する行為
 - 2) データの保有者との契約関係等によってデータにアクセス権限を持つ者が不正な利益を得るか、若しくはデータの保有者に損害を与える目的で当該データを使用・公開するか、又は第三者に提供する行為
 - 3) 1) 又は 2) が介入された事実を知ってデータを取得するか、又は取得したデータを

使用・公開する行為

- 4) 正当な権限なくしてデータの保護のために適用した技術的保護措置を回避・除去又は変更（以下「無力化」という。）することを主たる目的とする技術・サービス・装置又はその装置の部品を提供・輸入・輸出・製造・譲渡・貸与又は転送するか、若しくはそれを譲渡・貸与するために展示する行為。ただし、技術的保護措置の研究・開発のために技術的保護措置を無力化する装置又はその部品を製造する場合は、この限りでない。
- ヲ．国内に広く認識されており、経済的価値を持つ他人の姓名、肖像、音声、署名等当該他人を識別できる標識を公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自らの営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

第7条第1項中「ル目」を「ワ目」に改める。

第8条第1項中「ル目」を「ワ目」に改める。

第15条第1項中「農水産物品質管理法」又は「著作権法」を「農水産物品質管理法」、「著作権法」又は「個人情報保護法」に改め、同条第2項中「ヌ目及びル目」を「ヌ目からワ目まで」に改める。

第18条第3項第1号中「ヌ目及びル目」を「ヌ目、ル目1) から3) まで、ワ目及びワ目」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、2022年4月20日から施行する。ただし、第2条第1号ワ目の改正規定及び第15条第2項・第18条第3項第1号の改正規定中第2条第1号ワ目に関する部分は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）法律第18502号商標法の一部改正法律の一部を次のとおり改正する。

第92条第2項中「第2条の第1号ル目」を「第2条第1号ワ目」に改める。

改正理由

第四次産業革命、人工知能等デジタル時代の根幹であるデータの重要性が日増しに高まっており、ビッグデータを活用して経済的付加価値を創出しているが、データを保護することができる法的基盤が不十分で、質の良いデータが円滑に利用・流通されることを阻害している。

また、韓流の影響力が拡大し、有名人の肖像・姓名等を使用する製品・サービスが多様化するに伴って関連不法商品の製作・販売行為も増えているが、有名人等の財産的損失や消費者に発生した被害を適切に保護することに限界があるのが現状である。

そのため、一部ではデータ又は有名人の肖像・姓名等に独自の権利を付与して保護しようという議論が提起されてきたが、データの場合、「民法」上、物に該当しないため所有権が認められ難く、肖像等の場合も一身専属的な性格上、権利の譲渡・相続が不可能であるため商標権と権利衝突が発生する等、その特性上、複雑な論難や副作用が起こる可能性があるとの指摘がある。

一方、最近大法院は、他人が営業目的で公開したデータと有名人の肖像・姓名等が持つ経済的価値を「相当の投資と努力の成果」として認め、それを無断使用した行為を不正競争行為として制裁したことがある。ただし、これはこの法の補充的一般条項に基づいたものであって、今後発生し得る多様な形態の無断使用行為を適切に制裁するには限界がある。したがって、データを不正に使用する行為と有名人の肖像・姓名等の人的識別標識を無断使用する行為をそれぞれ不正競争行為の類型として明確に規定し、制裁することにより健全な取引秩序を確立し、不当な被害から消費者を保護しようとするものである。

主要内容

- イ. この法で保護するデータを『データ産業の振興及び利用促進に関する基本法』第2条第1号に基づくデータ中、業として特定の者又は特定多数に提供されるもので、電子的方法で相当の量が蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報」に定義し、データを不正に使用する行為を不正競争行為の類型として新設することに伴って、具体的な禁止行為に「アクセス権限のない者がデータを不正に取得するか、又は取得したデータを使用・公開する行為」、「アクセス権限のある者が不正な目的でデータを第3者に提供するか、又は使用・公開する行為」、「無権限者のデータ不正取得等の行為、又はアクセス権限のある者の不正な目的でのデータ提供等の行為が介入された事実を知ってデータを取得するか、又は取得したデータを使用・公開する行為」、及び「データの技術的保護措置を無力化する行為」の4つの行為類型を規定する（第2条第1号ル目新設）。
- ロ. 有名人の肖像・姓名等、他人を識別することができる標識を公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自らの営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為の類型として新設する（第2条第1号ヲ目新設）。
- ハ. データ内に個人情報が含まれている場合「個人情報保護法」が優先して適用されるようにする等、他の法律との関係を明確に規定する（第15条第1項及び第2項）。

<法制処提供>

議案番号：2113865

提案日：2021年12月13日

提案者：シン・ヨンデ議員外11人

提案理由

現行の「特許法」第154条第1項は、審判は口述審理又は書面審理とし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理のみにより決定することができるものと認められる場合以外は口述審理を行わなければならないと規定している。

当該規定と関連し、特許審判院は書面審理を原則として審理を行う実務を執っているため口述審理の割合が低い方であり、そのため、当事者間の対立構造をとる当事者系審判において争点の把握及び証拠調査の集中に限界があるという問題がある。

主要内容

イ. 当事者系審判において口述審理の原則を導入（案第154条第1項第1号新設）。

- 1) 当事者間の対立構造をとる当事者系審判である第133条、第134条、第135条、第137条及び第138条の審判は口述審理を行うことを原則として規定して、当事者間の公平な機会保障、正確な争点把握及び迅速な事件処理を図る。
- 2) ただし、当事者系審判であっても、事件の内容がとても簡単であるか、又は審判請求の取下げや審決却下等の場合には、例外的に書面審理を行うことができるよう規定し、不要な場合まで口述審理を行うことを予防する。

ロ. 決定系審判において書面審理の原則を導入（案第154条第1項第2号新設）。

- 1) 審査官の拒絶決定に不服する拒絶決定不服審判等、請求人のみ存在する決定系審判は、当事者間の対立構造をとらず比較的争点が簡単であるため、書面審理を行うことを原則として規定する。
- 2) ただし、決定系審判であっても、技術難度の高い特許事件等、書面審理のみにより決定することが難しい場合には、例外的に口述審理を行うことができるよう規定して審理の充実性を図る。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第154条第1項本文中「審判は」を「審判は次の各号の区分に従って」に改め、同項ただし書を削除し、同項に各号を次のように新設する。

1. 口述審理：第133条、第134条、第135条、第137条及び第138条の審判。ただし、審判長は職権で、又は当事者や参加人の申請によって書面審理のみにより決定することができるものと認められる場合には、書面審理のみにより行うことができる。
2. 書面審理：第132条の17及び第136条の審判。ただし、審判長は当事者や参加人が口述審理を申請した場合には、書面審理のみにより決定することができるものと認められる場合以外は口述審理を行わなければならない。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－4 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2113867）

議案情報システム（2021.12.13.）

議案番号：2113867

提案日：2021年12月13日

提案者：シン・ヨンデ議員外9人

提案理由

現行の「デザイン保護法」第142条第1項は、審判は口述審理又は書面審理とし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理のみにより決定することができるものと認められる場合以外は口述審理を行わなければならないと規定している。

当該規定と関連し、特許審判院は書面審理を原則として審理を行う実務を執っているため口述審理の割合が低い方であり、そのため、当事者間の対立構造をとる当事者系審判において争点の把握及び証拠調査の集中に限界があるという問題がある。

主要内容

イ. 当事者系審判において口述審理の原則を導入（案第142条第1項第1号新設）。

- 1) 当事者間の対立構造をとる当事者系審判である第121条、第122条及び第123条の審判は口述審理を行うことを原則として規定して、当事者間の公平な機会保障、正確な争点把握及び迅速な事件処理を図る。
- 2) ただし、当事者系審判であっても、事件の内容がとても簡単であるか、又は審判請求の取下げや審決却下等の場合には、例外的に書面審理を行うことができるよう規定し、不要な場合まで口述審理を行うことを予防する。

ロ. 決定系審判において書面審理の原則を導入（案第142条第1項第2号新設）。

- 1) 審査官の拒絶決定に不服する拒絶決定不服審判等、請求人のみ存在する決定系審判は、当事者間の対立構造をとらず比較的争点が簡単であるため、書面審理を行うことを原則として規定する。
- 2) ただし、決定系審判であっても、先行事例の不足等、判断が難しく書面審理のみにより決定することが難しい場合には、例外的に口述審理を行うことができるよう規定して審理の充実性を図る。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第142条第1項本文中「審判は」を「審判は次の各号の区分に従って」に改め、同項ただし書を削除し、同項に各号を次のように新設する。

1. 口述審理：第121条、第122条及び第123条の審判。ただし、審判長は職権で、又は当事者や参加人の申請によって書面審理のみにより決定することができる認められる場合には、書面審理のみにより行うことができる。
2. 書面審理：第119条及び第120条の審判。ただし、審判長は当事者や参加人が口述審理を申請した場合には、書面審理のみにより決定することができる認められる場合以外は口述審理を行わなければならない。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－5 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第440号)

電子官報(2021.12.14.)

産業通商資源部令第440号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2021年12月14日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のとおり改正する。

第 10 条第 3 項に第 19 号及び第 20 号を次のように新設し、同項第 21 号を次のように改める。

19. 産業財産権の情報化関連の国際協力に関する事項

20. 庁内公共データの提供及び利用の活性化に関する計画の樹立・推進及び評価等の総括

21. 庁内データ基盤行政の活性化に向けた計画の樹立・推進及びデータ管理等の総括

別表 1 中総計「1,601」を「1,603」に改め、一般職計「1,599」を「1,601」に改め、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「881」を「883」に改める。

別表 2 中総計「1,601」を「1,603」に改め、一般職計「1,599」を「1,601」に改め、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「837」を「839」に改める。

別表 9 ロ目 1) から 3) までをそれぞれ削除し、同目 4) から 9) までをそれぞれ 1) から 6) までに改め、同目 1) [従前の 4)] の評価期間欄中「2021 年 12 月 31 日」を「2023 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許庁のデータ分析及び活用機能を強化するために、データ関連業務を遂行する専担人材 2 名（5 級 2 名）を増員し、特許庁の特許審査業務を遂行するために増員した評価対象定員 56 名（4 級又は 5 級 10 名、6 級 46 名）及び商標・デザイン審査業務を遂行するために増員した評価対象定員 8 名（6 級 8 名）を評価対象から除外し、不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密侵害行為の取締業務を遂行するために増員した評価対象定員 5 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 4 名）の評価期間を 2 年延長する内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正（大統領令第 32204 号、2021.12.14. 公布・施行）されることに伴って変更される事項を反映しようとするものである。

<法制処提供>

関係機関の動き

2-1 デジタル時代における不正競争防止法の在り方を模索する

韓国特許庁 (2021. 12. 1.)

「デジタルトランスフォーメーション時代における 不正競争防止法の専門家セミナー」を開催

韓国特許庁は、12月2日木曜日午後2時にソウルで国会産業通商資源中小ベンチャー委員会のイ・ハギョン委員長、カン・フンシク議員、ユン・ヨンソク議員、韓国知財権弁護士協会と共同で「デジタルトランスフォーメーション時代における不正競争防止法の専門家セミナー」（以下「セミナー」）を開催すると発表した。

今回のセミナーは、人工知能（AI）、ビッグデータ、メタバースに代表されるデジタル時代にシフトして、急激な環境変化により柔軟に対応できる不正競争防止法の役割が重要になったことに伴い、「デジタル時代における不正競争防止法の在り方」を模索するために設けられた。

セミナーは基調講演と主題発表およびパネルディスカッションで進められる。まず、韓国建国大学法学専門大学院のチョン・ホヨル教授の「デジタルトランスフォーメーション時代における不正競争防止法の役割の再確立」に対する基調講演を初めに、韓国世宗大学法学部のチェ・スンジェ教授が「デジタル時代における不正競争防止法の改正の方向性」、韓国著作権委員会のパク・ユンソク研究員が「ドイツの不正競争防止法の示唆点」をテーマに発表する予定である。

基調講演と主題発表が終わった後は「デジタル時代における不正競争防止法の在り方」をテーマに専門家のパネルディスカッションが行われる。パネルディスカッションの座長は韓国中央大学法学専門大学院のイ・ギョホ教授が担当し、スピーカーと共に大邱地方裁判所のキム・グァンナム裁判官、韓国淑明女子大学法学部のムン・ソニョン教授、法務法人 Lee&Ko のカク・ジェウ弁護士、法務法人律村のチョン・サンテ弁護士がパネルとして参加する予定である。

建国大学のチョン・ホヨル教授は、基調講演で、不正競争防止法の沿革と改正経過、法執行の主要動向を検討した後、これからの不正競争防止法の在り方と何を考察すればいいか説明する。

第一の発題でチェ・スンジェ教授は、デジタル環境の変化と不正競争防止法が持つ柔軟性を説明し、人工知能学習用データとパブリシティ権を保護する上での不正競争防止法の役割、メタバースと不正競争防止法などについて発表する。

第二の発題でパク・ユンソク研究員は、ドイツの不正競争防止法の最新動向、消費者保護に向けたドイツの不正競争防止法の特徴において韓国が参考にできる点は何か説明する予定である。

イ・ハギョン国会議員は開会のあいさつで「不正競争防止法はこれまで商標などの表紙を保護する役割からデザイン、アイデアまで保護対象を拡大してきた」とし、「最近のデジタル経済の発展を受けて、発生し得る多様な不正競争行為を規律することにより健全な取引秩序を維持できるよう、不正競争防止法の役割を強化する必要がある」と述べた。

特許庁長は歓迎のあいさつで「今年是不正競争防止法が制定されて 60 周年を迎える年」とし、「デジタルトランスフォーメーションによるメタバース、NFT などの新たな技術に関する保護問題などを持続的に検討し、研究して、保護しきれるよう備えを徹底する」と話した。

当日のセミナーは防疫対策を順守して事前登録者とイベントの関係者のみ参加し、特許庁の YouTube (<https://www.youtube.com/user/kipoworld>) を通じてオンラインで生中継される。

2-2 優秀な知的財産製品の流通促進に向けた知的財産大展を開催

韓国特許庁 (2021. 12. 1.)

TE Bios 社、「人工角膜の製造方法」で大統領賞を受賞

- ・韓国最大規模の知的財産統合展示会である「2021 大韓民国知的財産大展」を開催
- ・12月1日(水曜)～4日(土曜)の4日間、COEXのBホールで開催、オンライン展示館も開催

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2021 大韓民国知的財産大展」が12月1日(水曜)から4日(土曜)までCOEXのBホールとオンライン展示館(www.kipa.org/fair)で開催される。

大韓民国知的財産大展は、「発明特許大展」、「商標・デザイン権展」と「ソウル国際発明展示会」が同時に開催される韓国最大規模の知的財産統合展示会である。

本行事は優秀特許・商標・デザインに対する授賞・展示を通じて知的財産を活用した優秀な製品の流通を促し、国民の知的財産に対する認識を高めるために設けられた。

2021年の発明特許大展（第40回）の大統領賞は、TE Bios社がドナー角膜の移植による副作用とドナー不足の問題を解決するために発明した、「人工角膜の製造方法」が受賞した。

国務総理賞は、Heuron社の磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用してパーキンソン病を迅速かつ容易に診断できる「パーキンソン病診断装置および方法」と、韓国標準科学研究所の半導体製造の不良をリアルタイムで診断できる測定装置が共同受賞した。

商標・デザイン権展（第16回）では、analogue plus社の自転車やヘルメットに使われる商標「クレンク（CRNK）」が独創性と市場性の面で高く評価され、産業部長官賞を受賞した。

ソウル国際発明展示会（第17回）では22ヵ国における539点の発明品を見ることができ、12月1日～2日にかけての現場審査により受賞作が選ばれる。授賞式は12月4日に開催される。

今回の行事では、受賞作の展示の他、デジタルの最新技術、国際発明大会の受賞作などが展示される13の企画展示館（※）が運営される。

※企画展示館:デジタルトランスフォーメーション館、K-invention館、ロボットプラザ、メーカースペース体験館、Seoul idea館、IP製品革新支援事業館、知的財産取引活性化館、アイデア路広報館、IPディディムドル館、シニア技術創業館、国民安全発明チャレンジ館、学生発明展示会館、革新製品館

メタバース、人工知能（AI）、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）などといった最新の技術を体験できる「デジタルトランスフォーメーション館」、国際発明大会で入賞した韓国の優秀な発明品は「K-Invention館」で展示される。

国民向けの知的財産支援政策とその成果は「知的財産取引展示館」、「IPディディムドル展示館」、「アイデア路広報館」などで見ることができる。

特許庁長は、「韓国が国際特許申請の世界4位、標準特許の世界1位、グローバルイノベーション指数の世界5位という知的財産大国として成長できたのは、コロナ禍にもあきらめずに頑張ってきた発明者のおかげである」と感謝の意を表するとともに、「特許庁は今後も各分野のイノベーションに向けた取り組みが知的財産権として保護されるとともに、正当に評価されて活用できるよう、最大限サポートしていきたい」と述べた。

2-3 「強い特許」を中心に知的財産保護を強化

韓国特許庁 (2021. 12. 3.)

韓国特許庁、来年度予算 7,007 億ウォンで確定

- ・高品質な審査・審判の処理支援 (975 億ウォン)
- ・海外知的財産権の保護 (255 億ウォン)
- ・コロナ対応など、未来新産業の特許基盤研究開発 (400 億ウォン)
- ・公益弁理士の特許相談センターなど、国民参加予算 (19 億ウォン)
- ・小規模事業者の知的財産能力強化 (26 億ウォン)

韓国特許庁の2022年予算案が12月3日金曜日に国会本会議の議決を通じて前年比15.6%増加した7,007億ウォン規模で最終確定された。

*特許庁の予算(純計)：(2021年)6,060億ウォン→(2022年予算)7,007億ウォン(947億ウォン増)

来年度予算は歳入項目のうち、特許、商標出願などの手数料収入の増加および公共資金管理基金の預託金元金回収額の規模増加に伴って増加し、知識財産の創出・保護などの主要事業費は、今年の本予算に比べ211億ウォン増加した3,738億ウォンを編成した。

*手数料の収入：(2021年)5,425億ウォン→(2022年予算)5,883億ウォン(458億ウォン増)

*公共資金管理基金の元金回収：(2021年)285億ウォン→(2022年予算)412億ウォン(127億ウォン増)

*主要事業費：(2021年)3,527億ウォン→(2022年予算)3,738億ウォン(211億ウォン増)

来年度予算は①高品質な審査・審判サービスを提供するための審査・審判の支援、②輸出企業の海外知的財産権の紛争対応強化および韓国国内知的財産権保護の拡大、③技術自立に向けた特許基盤 R&D の支援、④標準特許の創出支援に対する投資を強化する予定である。

<重点投資方向>

特許・論文などの技術文献が急増し、オンラインショッピングモールを中心に卸小売業の商標出願が増加したことを受けて、高品質な審査・審判サービスの支援に 975 億ウォンを編成した。

*審査・審判処理支援：(2021 年) 864 億ウォン→(2022 年予算) 975 億ウォン (111 億ウォン増)

*特許出願 (件)：(2017 年) 204,775→(2018 年) 209,992→(2019 年) 218,975→(2020 年) 226,759

*商標出願 (件)：(2017 年) 182,918→(2018 年) 200,341→(2019 年) 221,507→(2020 年) 257,933

世界各国の保護貿易主義の拡大に伴う国際知的財産権の紛争リスクの増加により、韓国輸出企業の海外特許紛争に対する警告状対応などの国際知財権紛争対応を強化する。

*知的財産権紛争対応戦略支援：(2021 年) 109 億ウォン→(2022 年予算) 149 億ウォン (40 億ウォン増)

*支援企業数の拡大 (2021 年 389 社→2022 年 480 社) および消費・部品・装備特化団地への追加支援

また、国家コア技術が海外に事前承認なく無断で流出することを防止するための特許管理支援プログラムも新設した。

*国家コア技術特許管理体系の構築：(2022 年予算、新規) 16 億ウォン

最近発生した「トッブジュク (お粥)」事件といった小規模事業者の知的財産被害事例を防止するため、商標出願支援など、小規模事業者の知的財産権利化事業を新設した。認識を向上させるための教育および広報活動も実施する予定である。

*小規模事業者の知的財産能力強化：(2022 年予算、新規) 26 億ウォン

素材・部品・装備分野の技術自立のために、中小・中堅企業の特許基盤個別型特許戦略 (IP-R&D) は継続して支援し、炭素排出量削減技術やワクチン開発などの未来最重要新産業分野に対する R&D 課題も支援を拡大する。

*知的財産権連携研究開発戦略 (IP-R&D)：(2021 年) 384 億ウォン、526 個→(2022 年予算) 400 億ウォン、548 個 (16 億ウォン増)

未来新産業の主導権確保およびロイヤルティ収入の拡大のために、6G など、情報通信技術分野で優秀な標準特許 (※) を創出するための支援を拡大し、韓国の中小・中堅企業の不要な標準特許ロイヤルティ支出を削減するための標準特許分析事業を拡大する計画である。

※国際標準化機構などの国際機構で定めた標準規格を技術的に実現する際、必ず実施しなければならない特許（「必須特許」とも呼ばれる）

*標準特許の創出支援：（2021年）39億ウォン→（2022年予算）60億ウォン

一方、地域産業に特化した知的財産専門人材を育成するために、圏域別に知的財産重点大学も追加で拡大した。

*知的財産重点大学：（2021年）18億ウォン、3校→（2022年）24億ウォン（+6億ウォン）、4校（+1校）

社会的弱者を保護するために、無料で産業財産権の相談などを提供する「公益弁理士特許相談センター」の弁理サービスを国民参加予算で強化した。

*公益弁理士特許相談センター：（2021年）16億ウォン→（2022年）19億ウォン（3億ウォン増）

<今後の計画>

グローバル知的財産大国の実現に向けて来年度予算が大幅に増額しただけに、特許庁も迅速な予算執行ができるよう、事業計画の樹立などの執行準備を徹底していく計画である。

2-4 韓国特許庁、韓国音楽コンテンツ協会と共同で「グローバル K-Pop コンファレンス」開催

韓国特許庁（2021.12.3.）

韓国特許庁、韓流知的財産保護に向けて K-Pop 業界と協力する

韓国特許庁と韓国音楽コンテンツ協会が12月3日午前10時に、ソウルで「グローバル K-Pop コンファレンス」を共同で開催する。本イベントには韓国を代表するエンターテインメントおよびレコード会社（※）、国民の力のイ・チョルギュ議員室が参加して、K-Pop 業界の知的財産保護に向けた多様な意見を共有する予定である。K-Pop アーティストのモモランドと AB6IX も共にする。

※SMエンターテインメント、FNCエンターテインメント、カカオエンターテインメント、スター帝国、OGAMエンターテインメント、DANALエンターテインメント、Dreamus、ユニバーサルミュージック、ソニーミュージック、ワーナーミュージック、NHN Bugs、ジニーミュージック、ハイブ

韓流は韓国ドラマが中国、日本などのアジア市場を開拓し始めた 1990 年代末から胎動し始め、2000 年代半ばからは K-Pop、映画などに分野が拡大し、地域も米国、欧州、南米などに拡大した。最近ではパラサイトやイカゲームといった映画、ドラマだけでなく、ゲーム、ハンゲル、そして韓国風「チメック（チキンとビール）」をはじめとする食べ物に至るまで、さまざまな分野で韓国文化が全世界に普及している。

中でも K-Pop は、韓国を代表するイメージ 1 位に 4 年連続（2017 年～2020 年）選定（※）されるなど、韓流をリードしている代表的な文化コンテンツである。K-Pop が持つこうした影響力に支えられ、K-Pop アーティストの肖像・姓名を活用した企画商品および広告も多様に登場している。ただ、これと同時に K-Pop アーティストの肖像・姓名などを無断で使用した不法製品・サービスが現れているのも事実である。

※韓国連想イメージ：1 位 K-Pop（16.8%）、2 位韓国料理（12.0%）、3 位 IT 産業（6.9%）、2021 年グローバル韓流トレンド（韓国国際文化交流振興院、2021 年 8 月）

以上のことから、イベントは K-Pop を中心として韓流に関する知的財産関連問題を確認し、適切な保護対策を考えるために設けられた。イベントは特許庁長、イ・チョルギユ議員、キム・チャンファン音楽コンテンツ協会長、K-Pop 業界の代表およびモモランド、AB6IX が参加する不法グッズ退出セレモニーで始まる。その後、主題発表および総合ディスカッションに分かれて進められる。

最初の主題発表は、最近国務会議を通過（11 月 30 日）して 12 月 7 日に公布を控えている改正「不正競争防止法」に関する内容である。改正された不正競争防止法には、いわゆる「パブリシティ権」と呼ばれる、有名人の肖像・姓名などの財産的価値を保護する規定が新設される。今回の発表を通じて、改正法の趣旨やこれまで保護が難しかった有名人の肖像・姓名などに対する無断使用を規律する方策などを共有する予定である。

その後、アーティストの肖像や姓名を無断で使用した不法グッズ、商標権侵害の違法音楽流通などについて、エンターテインメントとレコード会社が直接経験した紛争事例などを共有する発表が続く。

発表の後は、発表者と法曹界、音楽業界の関係者が参加して韓流に関する知的財産政策の方向性などに対するパネルディスカッションが行われる予定である。不正競争防止法の改正案を発議したイ・チョルギユ議員室もディスカッションに参加する。

特許庁長は「韓流コンテンツの普及は、韓国に対するプラスのイメージを発信できるということから経済的利益以上の価値を持つ」とし、「特許庁は韓流の普及が持続できるよう

健全な取引秩序を形成し、ひいては韓流ブームが起きている海外でも業界の努力が正当に報奨されるよう、知的財産の保護のために最善を尽くす」と述べた。

2-5 「2021 国民安全発明チャレンジ」受賞作の展示会を開催

韓国特許庁（2021. 12. 6.）

「圧縮ガスを利用した充電型発射体」など、国民の安全を守る発明品を公開

韓国特許庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁と6名の国会議員室が共催し、韓国発明振興会が主管する「2021 国民安全発明チャレンジ」受賞作の展示会が12月6日（月曜）午前10時に国会議員会館で開催された。

2021年で4回目を迎える「国民安全発明チャレンジ」は、災難・災害、事件・事故の現場で国民の安全を守るために必要な技術の開発および活用を促すための公募展である。

警察庁・消防庁・海洋警察庁の公務員から計926件のアイデアを受け付け、現場での活用可能性と事業化可能性の高い計24件（※）のアイデアを最終受賞作と選定し、展示する。
※警察庁・消防庁・海洋警察庁の各庁別に優秀なアイデアを8件ずつ選定

2020年度の受賞作である24件のアイデアは、知的財産コンサルティングを通じてアイデアの高度化および試作を終えて、当日の展示会で公開された。

大賞である国会議長賞は、利川消防署の消防尉が発明した、従来の使用上不便で高価な火薬式麻酔薬液発射体の問題を解決するために、周りで簡単に入手できる圧縮ガスを推進力として使う「圧縮ガスを利用した充電型発射体」が受賞した。

金賞の行政安全部長官賞は、忠南警察庁の警査が発明した、交通事故処理過程において頻繁に発生する2次事故を予防するための「レーザー照明とトリックアート技法を活用したワンタッチ多機能安全表示板」と、東海地方海洋警察庁の警査が発明した、水中捜索および救助活動の際、潜水用ヘッドカバーの他に安全帽を着用しなければならない不便さと着用時間の増加を改善するために、ヘッドカバーと安全帽を一体型製作する「水中救助ヘルメット」が共同受賞した。

国民の安全を担当する警察・消防・海洋警察庁に所属する公務員が実際の現場から得た経験と悩みを反映したアイデアを発掘、知的財産専門家との1対1コンサルティングを通じて製品化し、現場に適用されるように改善して特許出願まで完了した。

韓国特許庁は、積極行政の一貫として、受賞作における最終権利確保のみならず民間企業への技術移転も支援し、国民の安全に寄与させる予定である。

韓国特許庁長は、「国民安全発明チャレンジを通じて発掘したアイデアは、知的財産権で保護され、国民と救助者の安全を守ることに大きく貢献する」とし、「特許庁は、国民の安全を守る発明が、適材適所の現場に活用され、ひいては事業化できるように積極的に支援する」と述べた。

展示会では、安全な行事運営のために、検温、社会的距離の確保など、新型コロナウイルスに対する防疫措置を徹底して実施し、参加者数を100人以内に制限した。受賞作は、オンライン展示館ウェブサイト(www.safetyinvention.kr)を通じて年中常時観覧ができる。

2-6 アイデアが必要な大田の企業・団体、集まれ！

韓国特許庁 (2021. 12. 6.)

韓国特許庁・大田市、アイデア公募展開催に向けた課題発掘および参加企業・団体募集

韓国特許庁は大田市と共同で大田地域の社会・都市問題を国民・市民のクリエイティブなアイデアで解決するために、関連する地域社会問題(課題)を募集すると発表した。

募集期間は2021年12月6日から2022年1月28日まで約8週間であり、選定された課題を対象に、今後「特許庁・大田市アイデア公募展」を開催する予定である。(2022年3月予定)

< 「特許庁・大田市アイデア公募展」 推進日程 (案) >



※上記の日程は進行状況によって調整される場合がある

「地域社会問題」は健康、環境、文化余暇、生活安全、災難災害、エネルギーなど10大分野の40の主要社会問題(※)と関連しているものであって、参加を希望する企業・団体など(以下「参加機関」という)は主要社会問題と関わりのある課題を提出すればよい。

※「科学技術基盤国民生活社会問題解決総合計画」による主要社会問題の分類

今回の課題募集は①アイデア共有タイプと②アイデア取引タイプで実施され、参加機関はこのうち1つのタイプを選んで課題を提案することになる。

- ① アイデア共有タイプとは、参加機関が国民（市民）からアイデアを共有してもらって課題を解決するもので、アイデアを共有される場合、アイデアから得た利益のすべてまたは一部（2/3以上）を社会に寄付しなければならない。
- ② アイデア取引タイプとは、国民（市民）が提案したアイデアを参加機関が購入して課題を解決するものである。

今回の課題募集には大田地域に所在するすべての企業および団体（※）が参加できるが、アイデア共有タイプの場合、社会的企業・非営利法人（NPO）または大田市が投資・出資・出捐した機関とその傘下機関に限って参加することができる。

※社会的企業・非営利法人（NPO）・民間企業（ソーシャルベンチャー企業を含む）または大田市が投資・出資・出捐した機関とその傘下機関

参加機関が申請した課題は解決必要性、公募展の課題としての適合性（地域社会問題との関連性を含む）、アイデアの創出・活用の可能性などを考慮して最終課題を選定する予定である。特に、大田市は環境（カーボンニュートラル関連課題）および生活安全分野を重点分野として指定し、当該分野への参加を多くの機関・団体に呼びかけるつもりである。

地域社会問題（課題）の発掘および参加機関の募集に関する詳細は、特許庁（www.kipo.go.kr）および大田市（www.daejeon.go.kr）のウェブサイト、またはアイデアプラットフォーム「アイデア路」（www.ideaero.kr）に掲載された「地域社会問題の解決に向けた『特許庁・大田市アイデア公募展』の課題発掘および参加企業・団体募集公告」から確認できる。

特許庁のアイデア取引担当官は「今回のイベントが課題を発題する参加機関にとって、企業問題を解決する糸口になるアイデアに出会える良いチャンスになるだろう」とし、「大田地域の企業および団体が積極的に参加して、大田地域で解決が求められる地域社会問題がたくさん発掘されることを期待している」と述べた。

韓国特許庁、WIPO と協力して「人工知能と知的財産」国際教育課程を新設

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、「韓国-世界知的所有権機関協同の人工知能と知的財産 (AI&IP、Artificial Intelligence & Intellectual Property) 教育課程」を12月6日月曜日から5日間オンラインで運営すると発表した。

教育課程は人工知能 (AI) 技術と知的財産 (IP) が融合した内容で構成されている。人工知能関連特許審査制度、審査事例、主要国の審査指針の比較および行政システムへの適用事例などに対する内容が盛り込まれており、世界知的所有権機関との協力としては初めて開設されるものである。世界各国から人工知能に興味のある特許審査官、弁護士、研究院、教授および政策立案者など約 200 人がリアルタイムでオンライン参加する予定である。

特に、今回の教育課程では、人工知能という技術が特許審査および知的財産制度に与える影響について学ぶことができ、人工知能技術の発展に伴う知的財産分野の主要事項についても学習し討論する内容が含まれている。

特許庁は今回の教育課程を通じて、韓国特許庁の人工知能関連知的財産制度および審査ノウハウがまだ人工知能関連知的財産制度が十分に整っていない国に普及し、こうした積極行政を通じて、海外に進出している韓国企業が保護される友好的な環境づくりに貢献すると期待している。

ちなみに、特許庁は昨年12月に「人工知能分野審査実務ガイド」を制定し、それに基づいて人工知能技術に対する特許審査を実施しており、先行技術検索エンジンなどの特許行政システムにも人工知能技術を取り入れている。

一方、今回の人工知能と知的財産の教育課程は、今年の韓国の運営経験をもとに、来年からはイスラエルやインドなどを含めて世界知的所有権機関の公式専門家課程に拡大運営される予定であり、韓国特許庁は教育カリキュラムの設計および講師陣の選定などに主導的に参加するつもりである。

特許庁の国際知識財産研修院長は「知的財産分野に人工知能技術を考慮した制度が施行されている国は全世界的にまだ多くない」とし、「こうした理由で世界に進出している韓

国の人工知能分野企業が他国で不利益を被らないよう、人工知能が考慮された知的財産制度を普及させるための教育と、それによる協力ネットワークを持続的に構築していく」と述べた。

教育課程の詳細は世界知的所有権機関の国際教育ウェブサイト (<https://www.wipo.int/academy>) から確認できる。

2-8 RCEP 来年1月発効、ASEAN 市場で韓流保護強化を期待

韓国特許庁 (2021. 12. 7.)

韓国特許庁、知的財産権分野における自由貿易協定の説明会を開催

韓国、中国、日本、ASEAN10 カ国、豪州、ニュージーランドなどの 15 カ国が加盟した地域的な包括的経済連携協定(以下「RCEP」)が来年1月に発効することを受けて、特に ASEAN 市場における韓国企業の知的財産権の保護が一層強化されると期待されている。

RCEP は全世界の人口、国内総生産、貿易の約 30%を占める国々が参加している世界最大の自由貿易協定 (FTA) で、韓国は全体輸出のうち 50%を RCEP の加盟国に輸出している。RCEP は ASEAN 加盟国 6 カ国以上、非 ASEAN 加盟国 3 カ国以上が批准すれば批准した国から発効 (注 1) し、韓国は 2 日に批准同意案が国会本会議を通過して、来年 2 月に発効する見通しである。

RCEP には計 83 の知的財産権の条項が具体的に規定されている。

まず、商標ブローカーが韓国企業の商標を海外市場で先取りしようとする場合、出願は拒絶され、登録できても取り消すことができるようになる (第 11. 27 条)。商標と同一・類似したドメイン名を他人に先取りされた場合も救済されることになる (第 11. 55 条)。また、韓国という国家名を使用して韓国産として誤認・混同させる行為も禁止され (第 11. 57 条)、中国、ASEAN 地域などで発生する韓流便乗行為が制限されると期待される。

さらに、特許出願をしてから 18 カ月が過ぎれば、内容を大衆に公開するよう義務付け (第 11. 44 条)、物品の全体ではなく一部に対してもデザイン権を許容する部分デザイン制度の導入根拠も設けられた。(第 11. 49 条第 5 項)

商標の場合、電子出願システムと出願・登録公開システムを構築すること (第 11. 22 条第 2 項) と世界知的所有権機関 (WIPO) の商品分類に従うことが義務付けられ (第 11. 21 条)、特許やデザインでも世界知的所有権機関の分類に従うよう努力しなければならない (第

11.47 条、第 11.52 条) という条項が反映された。これを通じて国際知的財産権制度が ASEAN などに適用され、韓国企業にとって友好的な経営環境が整えられると期待される。

一方、特許庁は RCEP の発効に合わせて企業・弁理士などの利害関係者に FTA に関する最新情報を提供するために、12 月 10 日金曜日にソウルで「2021 下半期知的財産権分野の FTA 説明会」を開催する予定である。

今回の説明会では、RCEP、米国・メキシコ・カナダの自由貿易協定 (USMCA)、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)、第 1 段階の米中経済貿易協定など、国際的に重要な最近の FTA における知的財産権の議論の動向を共有する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「RCEP の発効によって、世界最大市場における韓国企業の知的財産権の保護が強化される制度的基盤が整えられると期待している」とし、「今回の説明会を通じて韓国企業が最近の通商環境に対する理解を深め、有意義な情報を提供されて、海外で知的財産権を効果的に保護・活用できることを願う」と述べた。

(注 1) ASEAN6 カ国 (ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム)、非 ASEAN4 カ国 (中国、日本、豪州、ニュージーランド) は批准を完了し、ASEAN 事務局に批准書を寄託している (2021 年 11 月 2 日)

2-9 韓国特許庁、「医療方法発明関連特許法改正の公聴会」を開催

韓国特許庁 (2021.12.7.)

医療方法発明の保護の方向性を話し合う議論の場を設ける

[公聴会の概要]

(日時/場所) 2021 年 12 月 8 日水曜日/韓国知識財産センター19 階大会議室 (ソウル)

(主催) 韓国特許庁融複合技術審査局

(参加) 産業界、学界、法曹界、医療界などの医療関連専門家 (オン・オフライン)

(主題) ①医療方法発明特許法の改正案に対する主要内容の発表

②学会、法曹界、医療界、産業界、研究界など各分野の公述人の発表

韓国特許庁は 12 月 8 日水曜日 14 時に韓国知識財産センター (ソウル) で「医療方法発明関連特許法改正の公聴会」を開催する。

今回の公聴会は手術、治療または診断を含めた医療方法に対する特許出願が増加していることを受けて、特許法に医療方法の発明を保護する根拠を具体化する方策に対する各界の意見を吸い上げるために設けられた。

公聴会には産業界、学界、法曹界、医療界などの専門家がオン・オフラインで参加し、特許庁で検討している特許法の改正の方向性に対する各界の専門家の意見発表に加えて、出席者の意見を聴き取る予定である。

現在、韓国の特許実務は、医療方法の発明を産業上利用することができない発明としてみなし、特許を許容していない。しかし、最近、第四次産業革命のデジタル技術と医療技術が融合して、AI を活用した診断方法などといった医療方法関連の特許出願が急増している。また、米国や欧州などの国々も診断医療を含めた生命工学の新技术を特許対象に拡大させていることを受けて、韓国も医療方法の発明の特許保護に向けた対策を積極的に検討する必要がある。

特許庁の融複合技術審査局長は「今回の公聴会は新型コロナによって医療技術の重要性が一層高まっている状況の中で、医療方法の発明の保護に対する方向性を議論する重要な機会になるだろう」と強調し、「各界の専門家のさまざまな意見を反映して医療方法の発明を保護するための特許法の改正方策を設ける」と述べた。

2-10 人工知能発明の国際的審査基準を設けるための韓・EU 特許協力を開始

韓国特許庁 (2021. 12. 7.)

韓国特許庁は 12 月 7 日火曜日午後 5 時に特許庁の会議室で欧州特許庁 (※) (アントニオ・カンピノス庁長、António Campinos) とテレビ庁長会議を開催した。

※欧州特許庁 (EPO、European Patent Office) : 欧州特許条約に基づいて設立され、特許に関する審査業務などを遂行する機構

当日の会議で両庁長は人工知能やビジネスモデル (Business Method) などのコンピューターまたはソフトウェアを活用した発明 (CII : Computer Implemented Invention、以下「コンピューター関連発明」) に関して、両庁の審査基準と事例を比較・整理した報告書を会議の翌日 (12 月 8 日) に一般に公開することに合意 (※) した。

※韓国特許庁 (<http://www.kipo.go.kr>) と欧州特許庁 (<http://www.epo.org>) のウェブサイト韓国語と英語で掲載

今回公開される報告書には、コンピューター関連発明に関する両庁の審査基準と具体的な適用事例などが含まれていて、出願人が同報告書を参考にする場合、出願書類の作成および審査過程で発生し得る隘路事項により効果的に対応できると期待される。

また、同報告書にはコンピューター関連発明に関する両庁間審査基準の共通点と相違点が体系的にまとめられているため、これから国際的に統一されている審査基準を議論する際、参考資料として有効に活用されると見られる。

一方、今回の会議で、両庁長は今後2年間の重点協力事項を内容とする特許協力推進計画にも署名した。同計画には、人工知能発明の明細書記載要件に関する共同研究、審査官の能力強化に向けた教育協力、特許行政の効率性向上に向けた人工知能活用方法の議論などさまざまな内容が反映されていて、両庁間での緊密な協力がこれからも続く見通しである。

特許庁長は「最近人工知能などコンピューター関連発明に対する出願が増加（※）している状況の中、国際的審査基準を設けるための国際協力は、出願人の利便性を向上させるという点で大きな意味がある」とし、「欧州特許庁との協力を引き金に他の主要国の特許庁との交流を次第に拡大して、人工知能などのコンピューター関連発明の審査基準に関する国際的な話し合いに積極的に参加する」と述べた。

※韓国国内における人工知能分野の特許出願動向（件）：（2015年）693→（2018年）3,511→（2020年）5,472

2-11 第11期知的財産マイスタープログラム修了および授賞式を開催

韓国特許庁（2021.12.8.）

専門高校生徒たちのアイデアが産業現場の技術イノベーションを引っ張ります！

- ・副総理兼教育部長官賞2チーム、中小ベンチャー企業部長官賞3チーム、特許庁長賞3チームを含めた計50チームが受賞
- ・技術移転されたアイデア16件は、今後当該生徒に技術移転料で奨学金を支給

韓国教育部と中小ベンチャー企業部、特許庁、韓国発明振興会は、「第11期知的財産マイスター（IP-Meister）プログラムの修了および授賞式」を12月8日水曜日の14時にオンライン（※）で開催する。

※韓国発明振興会の公式YouTubeチャンネルから視聴可能

当日のイベントは、創意に富んだアイデアをもとにプログラムを成功裏に修了し、特許を出願した専門高校の生徒たちを励ますために開催された。

「知的財産マイスタープログラム」は、専門高校（特性化高校、マイスター高校）の生徒たちが問題解決力と知的財産創出能力を兼ね備えた創意技術人材に成長するよう支援する政府協力事業で、産業現場の問題を生徒のアイデアで解決する産学協力型教育プログラムである。

第 11 期知的財産マイスタープログラムには専門高校生徒たちの高い関心の中で計 1,199 のチームがアイデアを申請し、このうち選抜された 100 チームには、6 カ月間オンライン教育、専門家のコンサルティング、試作品の製作など知的財産関連教育が提供された。

その結果、100 チームのアイデアがすべて特許出願され、アイデアコンテストを通じて 50 チームの優秀なアイデアが受賞作として選ばれた。

※参加企業募集およびテーマ課題の出題（4～6 月）→アイデア申請の受け付け（6 月）→教育コンサルティングの運営（7～10 月）→最終発表/権利化支援（～11 月）→修了および授賞式（12 月）

副総理兼教育部長官賞は、シートベルトのクリップを改良して緊急脱出用ハンマーを発明したイ・ドギョン/ポム・スアチーム、一輪手車と不織布設置機械が一体化した手車を発明したクォン・ミンギョン/ソ・アヨン/チョ・スアチームが受賞した。

中小ベンチャー企業部長官賞はキム・ユジン/パク・ドヒ/ホ・ナギョンチーム、キム・サンヒョク/パク・ドンウン/ファン・ドヨンチーム、キム・ジョンフン/キム・ジェフム/ノ・ガンソチームが優秀なアイデアで受賞した。

特許庁長賞はペク・ミヌ/ペク・ジョンウ/チョン・ミンギョチーム、ユン・ジュノ/イ・ジョンウォン/ホ・セミンチーム、クォン・ヒョヌ/ペク・ソンファ/チョン・シジンチームが実生活の問題を解消するクリエイティブなアイデアで受賞した。

イ・ドギョン/ポム・スアさんは「副総理兼教育部長官賞を受賞することになって光栄であり、アイデアを改善する方法と特許を出願する過程などの有益で多様な知識を身に付け、ゴールデンベルや VR 世界などのプログラムを通じて有意義な思い出を作ることができた」と受賞の感想を述べた。

特に、今回の「知的財産マイスタープログラム」は、学校と企業との産学連携を強化するために、専門学校生徒たちが就職を希望する企業 30 社から直接、産業現場の問題解決方法を出題した。産業現場の課題を解決したアイデア 16 件は企業に技術移転されて活用される予定であり、生徒は技術移転料を奨学金として支給されることになる。

＊産業現場の課題解決アイデアおよび技術移転の事例

- ・間接接触を避けるための指輪：GaSoLiq に技術移転し、奨学金支給予定
- ・雨水リサイクルシステム：新再生ロボット融合研究所（研究センター企業）に技術移転し、奨学金支給予定

当日のイベントは修了および授賞式とともに技術移転企業に対する感謝状の贈呈およびインタビュー、優秀なアイデアの発表の順で行われる。

他にも、チーム別応援戦、発明クイズ大会などを通じて生徒が交流できるさまざまなオンラインイベントが開催され、詳細は発明教育ウェブサイト（www.ip-edu.net）から確認できる。

教育部の生涯教育局長は「知的財産マイスタープログラムは『発明教育・知的財産の権利化・企業現場の連携』のために関係政府機関が積極的に協力する成功事例だ」とし、「今後、専門学校生徒たちが特許や知的財産権などに対する理解を深めて、第四次産業革命を先導する技術専門家に成長できるよう関係政府機関が積極的に協力する計画だ」と述べた。

特許庁の産業財産政策局長は「今回の知的財産マイスタープログラムを通じて特性化高校とマイスター高校の生徒たちが産業現場の競争力を高めるイノベティブなアイデアを創り出した点がとても誇らしい」とし、「これからも専門学校生徒が創意・融合型技術人材に成長できるよう特許庁が支援を惜しまない」と述べた。

2-12 韓国特許庁、「AI 発明者保護の国際コンファレンス」を開催

韓国特許庁（2021. 12. 9.）

AI が発明した技術の保護に向けて、先進 7 カ国の特許庁が膝を突き合わせる

韓国特許庁は 12 月 8 日水曜日の午後 8 時、特許庁の国際会議室で「人工知能は発明者になれるか」をテーマに、知的財産を先導する 7 カ国の特許庁（※）が参加した「国際コンファレンス」をオンラインで開催した。

※韓国（主催）、米国、中国、欧州（EPO）、英国、豪州、カナダの特許庁

会議は韓国の特許庁長と欧州の特許庁長の歓迎の辞を初めに、各国特許庁の法制度担当者がディスカッションする方式で進められた（座長：韓国特許審査企画局のキム・ジス局長）。

今回のコンファレンスは国際的に話題となっている、発明者として人間ではない AI、つまり「AI 発明者」を中心テーマに掲げて先進特許庁が議論する機会が設けられたという点で意義がある。

最近、ビッグデータが蓄積し、ハードウェアの性能が高度化するに伴って人間と類似の学習を経た AI が多様な分野で人に取って代わっているが、実際に韓国では AI が書いた長編小説が出版され、海外では AI を基盤に新薬を開発する企業が設立されたこともある。

また、特許分野においても、AI（※）が自ら発明したと主張する技術が全世界 16 カ国に特許申請されたが（米テイラー博士、2018 年～）、AI 発明者認定に対して国別に異なる結果（※※）が出て話題になっていた。

※「DABUS」と称する：Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience

※※大部分の国（韓国、米国など）：人間のみ発明者であることを理由として拒絶、

豪州裁判所・南アフリカ共和国：AI 発明者を認定（2021 年 7 月）

今回のコンファレンスでは、AI を発明者として認められるか否か、また、これと関連して各国で議論されている事項などについてさまざまな情報を共有した。

特に、一部の国では急速に発展している AI 技術が未来社会や経済、科学技術イノベーションに与える影響を考慮し、特許制度を含めた AI 総合戦略などを各省庁が垣根を越えて樹立しているとの意見もあった。また、欧州は、AI と関連する制度の改善は欧州の諸機構が賛成した人間中心のアプローチでなければならないと述べた。これとは別に、韓国特許庁は今年 10 月から AI 発明者に関する主要国の議論の動向や AI が発明した技術の保護の必要性などについて法律・技術専門家の諮問とともに政策研究委託（※）を進めている。
※韓国世宗大学法学専門大学院のチェ・スンジェ教授（大韓弁護士協会法制研究院長）

韓国の特許庁長は「今回の会議が AI 発明者に対するさまざまな議論をまとめていけるきっかけとなった」と評価し、「知的財産政策の観点で AI 時代に備えるために国際的コンセンサスを形成し、制度調和の基盤を整えていくことを期待する」と述べた。一方、欧州の特許庁長は今回のコンファレンスの歓迎の辞を通じて「DABUS 特許の出現によって AI 発明者の認否に対する国際的合意が必ず必要であり、透明な情報共有を通じて安定した法律を作らなければならない」と話した。

12月10日、「知的財産人材育成企画団」の全体会議を開催

韓国特許庁は12月10日金曜日の15時、韓国知識財産センターで「知的財産人材育成企画団」の全体会議を開催し、未来のイノベーション成長をけん引する「発明 CEO」（※）の育成を本格的に推進すると発表した。

※専門知識を用いて絶え間なく発明し、事業化する創意・融合型 IP 人材

イノベーション企業の成長において、発明と知的財産はとても重要である。世界を変えたイノベーション企業の代表は、多くの場合、「発明家」（※）という事実がこれを裏付ける。

※①電気産業を誕生させたエジソンは 1,093 件を発明、②スマートフォン時代を開いたスティーブ・ジョブズは約 500 件を発明（2007 年に iPhone を初発売「Boys, have we patented it」）、③オンラインマーケットを掌握したベゾスは 154 件を発明（2021 年 2 月、退任のあいさつ「Keep Inventing」）

このように、特許庁は自ら直接発明し、起業にまでチャレンジするイノベティブ起業家（「発明 CEO」と命名）を積極的に育成するために、来年春までに「知的財産人材育成ビジョン 2030」を樹立し、本格的に推進する計画を明らかにした。

そのために、今年 10 月に「知的財産人材育成企画団」（※）を構成し、第一に「知的財産の人材像」の確立研究を始めた。学校などの教育現場に必要な知的財産の教育政策も発掘している。

※産学研の専門家、学生代表などを含めて 3 つの分科で構成・運営（2021 年 10 月～2022 年 2 月）

当日は企画団の全体会議を開いてこれまでの推進状況を確認し、各界の専門家や創業企業、学生代表の意見を寄せ集めた。会議では「創意融合型 IP 人材像」（※）の確立（案）と教育対象を考慮した「IP 人材育成政策の方向性」（※※）が発表された後、委員の間でディスカッションが活発に行われた。

※（定義）「知的財産を理解し活用して未来イノベーションをリードする人材」

（能力）①問題の認識・分析、②問題解決・実現、③IP 創出、④IP 活用、⑤IP-CEO の 5 大コア能力と科学技術人文知識・共感・リーダーシップ・協力などの共通能力で構成

※※①（小・中・高）正規教育と連携した発明教育の普及、②（大学・研究者）技術・IP 融合研究人材の育成、③（企業・市民）経済活動に必要な知的財産リテラシー（IP Literacy）の向上

特許庁長は冒頭発言で「未来人材は日常で見つけた問題を、発明を通じて解決し、知的財産として確保して、その価値を最大化させなければならない」とし、「これからより多くの青少年が発明教育に接するよう地域拠点機関を構築し、BIG3・DNA などのコア技術専攻の学生に対する特許教育も大幅に増やす」と述べた。

JUSUNG ENGINEERING の代表は「不毛の地だった先端半導体装備分野で 1993 年に創業し、世界市場に進出した時、AMAT 社（アプライド・マテリアルズ）と長い間特許・営業秘密紛争を続けた」とし、「起業家は発明から始まったイノベーション技術を必ず知的財産として確保しなければならない」と、未来の起業家に知的財産の重要性を強調した。

韓国高麗大学の特任教授は「多くの未来学者は学生が知識を活用して創造的に問題を解決し、チャレンジする未来能力を育む必要があると指摘する」とし、「科学・技術・人文知識を上手く融合して、価値のある発明ができる創意人材の育成教育がさらに拡大しなければならない」と述べた。

2-14 韓国特許庁、「AI 分野の特許および産業の動向セミナー」を開催

韓国特許庁（2021. 12. 13.）

特許分析を通じて AI 技術開発の方向性を提示する

【セミナーの概要】

日にち/場所：2021. 12. 14（火）/韓国知識財産センター19階大会議室（ソウル）
主催：韓国特許庁の人工知能特許研究会、知能情報産業協会
参加：人工知能関連産業界、学界、研究界など計 200 人程度（オン・オフライン）
主題：①ディープフェイク生成技術を活用したデータ拡張分野の特許動向②AI と量子コンピューティング融合技術の動向③AI 活用医療ビッグデータの分析④韓国語の超大規模 AI モデルの開発およびエコシステム発展の動向

韓国特許庁の人工知能特許研究会は 12 月 14 日火曜日の 13 時 30 分に知能情報産業協会と共同で、韓国知識財産センターで「AI 分野の特許および産業の動向セミナー」を開催する。

今回のセミナーは、第四次産業のコア技術として浮上している人工知能分野の主要技術および特許の動向を分析した結果を共有し、今後の技術発展の方向を検討するために設けられた。人工知能関連産業界、学界、研究員など専門家約 200 人がオン・オフラインで参加して人工知能分野の特許・産業競争力を診断し、今後の研究および技術発展の方向を議論する予定である。

今回のセミナーは特許庁の審査官が直接分析した「人工知能分野の特許の動向」、民間で分析した「人工知能産業界の動向」をテーマとする 2 つのセッションで行われる。

第一セッションでは、特許庁の人工知能特許研究会が①AI の性能を左右するデータの不足問題を画期的に解決できるディープフェイク技術を活用したデータ拡張、②AI と量子コンピューティングの融合に関する最近の特許の動向を発表する。「ディープフェイク技術を活用したデータ拡張」と関連して、最近増加傾向にある特許出願の動向と主要出願人に対する分析結果を共有する予定である。また、技術覇権争いの重要技術として浮上している量子コンピューティング技術を紹介し、特に「量子ニューラルネットワーク」、「量子機械学習」に関する特許の動向分析を通じて量子コンピューティングが人工知能の発展のもう一つの原動力になる可能性について検討する。

第二セッションでは、産業界で人工知能をデータ分析産業に適用した事例と韓国語の超大規模 AI モデル・エコシステムの構築について紹介する。ミソ情報技術の研究所長は人工知能技術を大容量データ、特に医療ビッグデータの分析に適用した事例とともに特許戦略を発表して、中小企業の人工知能活用経験について聞く機会になると期待される。NAVER の研究所長は韓国語の超大規模 AI モデル開発の現在と未来を紹介し、超巨大 AI プラットフォームを通じたエコシステムの構築支援方向に対する発表で、プラットフォームのエコシステムを通じた中小企業との共生方策を紹介する予定である。

特許庁の融複合技術審査局長は「人工知能技術は第四次産業革命をけん引する D(データ)、N(ネットワーク)、A(人工知能)技術の一つとして、未来の国家成長エンジンを確保するために、コア技術の開発とともに優秀な特許を先取りすることが何よりも重要だ」と強調し、「これから人工知能分野の主要技術に対する特許分析が企業の研究開発の方向や投資戦略の樹立に活用されて人工知能産業の発展に役立つように取り組む」と話した。

韓国特許庁、IP 金融を通じて新型コロナ対応企業 9 社に 291 億ウォン支援

[事例 1] A 企業は分子のハサミの改良特許を保有している企業で、IP の価値評価を通じて 20 億ウォンの IP 担保融資を受け (2020 年 3 月)、新型コロナワクチンの候補物質を開発している。最近 (2021 年 9 月)、A 企業のワクチンの候補物質に対する動物実験の結果が国際ジャーナル (Vaccines) に掲載された。

[事例 2] B 企業は抗ウイルス物質のコア特許を保有している企業で、親ファンド特許アカウントの子ファンドから 30 億ウォンの投資を受け (2021 年 1 月)、新型コロナ治療薬を開発している。最近 (2021 年 11 月)、インドネシアの臨床試験 (第 2 相) で症状の改善効果が確認された。

[事例 3] C 企業は迅速検査キット開発企業で、親ファンド特許アカウントの子ファンドから 6 億ウォンの投資を受け (2017 年 12 月)、新型コロナの迅速検査キットを開発 (2020 年 3 月) した。それに続いて新型コロナとインフルエンザを同時に検査する迅速検査キットを開発 (2020 年 7 月) し、2021 年 10 月時点で米国など約 50 カ国に輸出している。

IP 金融が新型コロナ対応企業 (ワクチン、治療薬、検査キット関連中小企業) の事業化資金調達および企業成長に貢献したことが明らかになった。

※IP 金融：企業が知的財産権をもとに資金を調達する金融活動のことで、企業が保有している IP の経済的価値を評価し、金融機関が評価された IP に基づいて保証・貸付・投資を実施

韓国特許庁によると、特許庁は IP 金融を通じて 2021 年 10 月までに新型コロナ対応企業 9 社に計 291 億ウォンを支援した。具体的には、新型コロナ治療薬開発企業 3 社に 115 億ウォン、ワクチン開発企業 1 社に 20 億ウォン、検査キット生産企業 5 社に 156 億ウォンを支援したことが確認された。このような成果は、特許庁が新型コロナ対応企業などを対象に迅速な支援手続きを運営し、支援規模を拡大した結果である。

特許庁は 2020 年 2 月から新型コロナ対応企業などを対象に IP 金融支援に向けた IP の価値評価を優先的に提供し、銀行界と協力して貸付審査も速やかに進むように支援した。また、親ファンド特許アカウントを通じた IP 投資の規模を持続的に拡大した。

※親ファンド特許アカウントの子ファンドの投資規模 (億ウォン)：2019 年 1,152→2020 年 2,088

特許庁の産業財産政策局長は「これからも優秀な知的財産を保有している新型コロナ対応企業などが知的財産をもとに資金を調達してグローバル競争力を備えていけるよう、IP 金融の拡大に取り組む」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 2021年D2Bデザインフェアの授賞式を開催

韓国特許庁（2021.12.1.）

若いデザイナーのユニークな感性に出会う

韓国特許庁と韓国貿易協会は、12月1日水曜日14時にソウルで「2021D2B（Design to Business）デザインフェアの授賞式」を開催する。

今年で16回目を迎える「D2Bデザインフェア」は、予備デザイナーに自分のデザインを出願して商品化する過程を直接経験できるチャンスを提供し、韓国の優秀企業にクリエイティブで優れたデザインを供給するために開催される公募展である。

今回の公募には計3,697点の作品が出品され、1・2次審査とコンサルティング、デザイン出願過程を経て大賞1点、金賞3点、銀賞15点、銅賞20点など、合わせて39点の優秀なデザインが受賞作として選定された。

※公告・受付（4～6月）、1次審査・サマースクール（6～7月）、2次受付・出願審査（7～10月）、受賞作品選定（11月）

選抜の結果、栄誉の大賞である産業通商資源部長官賞には、移動型殺菌モビリティ「ポルルン」をデザインしたイム・ジス学生（韓国建国大学グローバルキャンパス）が選定された。従来のキックボードのハンドルに細菌感知センサーと抗菌機能を追加し、ボードには殺菌収納ケースを取り付けて、個人衛生の重要性が高まった最近、子供が外で安心して活動できるようにした点が高く評価された。

金賞には、①花瓶と融合させた置き時計「Vase Clock」をデザインしたコ・ユミさん（一般）、②開けると同時にカットできる缶詰「Cut Once」を製作したオ・ユリム/キム・ユニ

ョン学生（韓国明知大学）、③金庫の前面に洋画風の韓国風景を描いた「韓国の印象主義」をデザインしたパク・ジウ学生（韓国牧園大学）が選定された。

特に、「企業出品部門」に参加して金賞を受賞したコ・ユミさんは、ホームリビング専門デザインブランドの「F/ABA」とライセンス契約を結ぶ予定である。F/ABAの代表は「D2Bデザインフェアは企業が考えられなかった斬新で感覚的なデザインを見出せる良いチャンスだった」とし、「コ・ユミさんの Vase Clock は本社で実用性と市場性を検討して商品化する予定だ」と述べた。

授賞式は、優秀受賞者への授賞と大会の経過報告、受賞作の紹介、ライセンス契約式の順に進められ、新型コロナウイルスの状況を勘案して出席人数を最少化し、防疫対策を徹底して運営する計画である。

特許庁の産業財産政策局長は「D2B デザインフェアが予備デザイナーに IP 教育とデザイン権の創出・活用の実践機会を提供し、韓国企業にクリエイティブなデザインを供給する産・学共同型大会の代表モデルとして根を下ろした」とし、「感性消費の拡大でデザインの価値がいつにもまして重要な時期に、若いデザイナーが競争力を備えたデザイナーに成長できるよう、これからも特許庁が惜しみなく支援する」と述べた。

受賞作は大会のウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）の受賞者マーケットから確認できる。受賞作の中でライセンスおよび商品化を希望する企業は、D2B デザインフェア事務局（02-3153-7612）に問い合わせればよい。

その他一般

5-1 ディープフェイク、AI 用学習データ分野の新しいゲームチェンジャーとして急浮上

韓国特許庁（2021.12.10.）

ディープフェイク基盤 AI 学習関連特許出願、年平均 135%以上増加

- ・A 社の開発者キムさんは、自動運転用 AI を学習させるために、夜間運転データが多く必要だが、真っ暗な夜間の運転データは収集も簡単ではなく、品質も低い。→「ディープフェイク」技術で昼間運転データを夜間運転データに変換して学習に活用

・最近、人工知能関連企業が有名人のフェイクイメージを作ることに用いられていた「ディープフェイク」技術をAI学習データの生成に積極的に活用していて、関連技術の先取りに向けた特許出願が増えている。

人のように人工知能も持続的な勉強が重要だが、人工知能の訓練に欠かせない学習用データの量と品質が人工知能の性能を左右するだけに、質の良い学習用データを多く確保するための努力（※）と競争が激しくなっている（※※）。

※AI 企業は平均的に開発費用の約 75%と開発時間の約 80%をデータの収集・加工に使用（2020年11月、NIA IT&FUTURE STRATEGY 第7号）

※※学習データの市場規模は年平均成長率 23.14%の見込み（2021年5月、Global AI Training Dataset Market Forecast to 2020、YV Intelligence）

人工知能の学習に必要なすべてのデータを私たちの周りから簡単に集めるのは難しいため、最近では既存のデータを変形または再加工してAI用学習データを新たに作る技術が注目されている。

既存のデータから新たなデータを作り出す、いわゆる「データ拡張」分野で、最近では有名人のフェイクイメージを「合成」する技術で知られるディープフェイク技術が新しいゲームチェンジャーとして浮上している。

ディープフェイク技術は敵対的生成ネットワーク（Generative Adversarial Networks、GAN）（※）のAI技術を基盤とし、特に人の手間をかけず高品質の合成映像が得られる画期的な技術として評価されている。

※GANは2014年、モントリオール大学のヨシユア・ベンジオ教授とイアン・グッドフェロー氏が初めて開発したAI生成技術で、偽の例題を作る生成モデルと偽の例題を本物と区別する判別モデルの敵対的構造の訓練方式を通じて本物のような偽物を生成することができるため、フェイクイメージを作るのに広く利用されている。

最近になってこのようなディープフェイク技術は、夜間に高速運転中、いきなり野生動物が飛び出してくる場合のように収集が難しいデータを新たに作って使用するデータ拡張分野で積極的に活用されている。

韓国特許庁が韓国、米国、欧州などの特許を分析した結果によると、学習データの重要性が高まるにつれてAIデータ生成関連の全世界の特許出願が持続的に増えており、その中でも「ディープフェイク基盤データ拡張」分野のここ5年間の年平均成長率は135%にも

上り（2015年37件→2018年1,124件）、既存技術である統計的技法の出願量をはるかに上回った。

出願人の国籍別に見ると、グーグル等が含まれた米国の出願人が44%と1位であり、3位の韓国も14.5%と、2位の中国（18%）と大差はなく、韓国企業もこの分野での技術開発に積極的であることがわかる。

特に、StradVisionなどの韓国企業の出願が2017年から急増して韓国出願人の有効特許が2018年に日本と中国を追い越すなど、韓国企業の技術競争力が高まっていることと分析される。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課の特許チーム長は「学習データが人工知能の性能を左右する状況を考慮すると、『ディープフェイク基盤データ拡張』技術は人工知能の性能を画期的に向上させる技術と評価される」とし、「特に数年前、人工知能の時代を切り開いたディープラーニング技術のようにディープフェイク技術関連論文と特許が共に増加しているため、ディープラーニングのようにディープフェイク技術が産業的・学問的価値の高い人工知能のコア技術として定着すると見られる」と述べた。

一方、特許庁は12月14日火曜日の13時30分、韓国知識財産センターでディープフェイク基盤データ拡張技術に関する特許分析の結果を産業界と共有するために、知能情報産業協会と共同で「人工知能分野の特許および産業の動向セミナー」を開催する予定である。

5-2 コロナ感染のご心配なく、顔だけ映してください！

韓国特許庁（2021.12.15.）

顔、虹彩などを利用した非接触型生体認証関連特許出願 83.7%増加

- ・現代自動車グループのジェネシスは、車が自らドライバーの顔を認識してドアを開ける「フェイスコネクト」を商用化した。また、ロシアのモスクワでは地下鉄の改札口に顔を映せば運賃が自動で決済される「フェイスペイ」が使われている。
- ・社員が毎朝出くわす出入りゲートの市場でも、コロナウイルスの接触が懸念される指紋認証型よりは、マスクを着けたまま顔を認証する技術や顔認証とともに体温を測る技術など、さまざまな新技術が導入された顔認証型出入りゲートが注目されている。

※MarketandMarkets は、グローバル生体認証市場が 2020 年 366 億ドル規模から年平均 13.4%成長して、2025 年には 686 億ドル規模にのぼると見通しており、接触型生体認証方式 CAGR (2020-2025) は 9.0%、非接触型生体認証方式 CAGR (2020-2025) は 16.1%、ハイブリッド型生体認証方式 CAGR (2020-2025) は 19.3%と予想している。

韓国特許庁によると、顔、虹彩、音声などを利用した非接触型生体認証関連特許出願が 2015 年 431 件から 2019 年 792 件に 83.7%増加して 2 倍近く増えたことが明らかになった。これは、人工知能およびビッグデータの処理技術の発展に伴って顔、虹彩などを認識する速度および正確度が急激に向上したことによると見られる。

生体認証は指紋、顔、虹彩、音声などの身体の特徴を抽出して個人を識別する情報化技術であり、身体の一部を機器に直接触れる「接触型生体認証」と、顔や虹彩などと一定距離を取って撮影し識別する「非接触型生体認証」に区別される。

【非接触型生体認証技術の種類】

顔認証：顔全体よりは鼻、口、あご、眉、骨格などを分析して認識する技術で、生体情報の提供に対する抵抗感が低い

虹彩認証：虹彩の高解像度イメージパターンを、赤外線を利用して撮影し、デジタル変換を通じて個人の固有の特徴を抽出する技術

音声認識：音声から抽出した独特の特徴を利用する認識技術で、音声の経路、鼻腔と口腔の形などによる音声学的な特徴を利用

ここ 5 年間の生体認証関連特許出願を見てみると、接触型および非接触型技術を含む全体の特許出願は 2015 年 1,031 件から 2019 年 1,295 件へと 25.6%増加した。細部技術別に見ると、接触型生体認証の出願は 2015 年 600 件から 2019 年 503 件に 16.2%減少した一方で、同じ期間、非接触型生体認証の出願は毎年増加し続けていることがわかった。

最近急増している非接触型生体認証の特許出願を出願人の国籍別に見ると、韓国人 74.1% (2,128 件)、米国人 11.5% (332 件)、中国人 4.1% (177 件)、日本人 1.8% (53 件) であることがわかった。韓国の全体特許出願に中国人が占める割合 (1.84%) と比べてみると、非接触型生体認証分野での中国人の出願割合が目立つ。これは、中国政府が 2015 年から人工知能と顔認証技術を中心に据えた治安維持プロジェクト「天網」を積極的に推進しており、中国企業もそれに合わせて顔認証技術に対する研究開発を加速化しているためであると見られる。

特許庁の電子部品審査課審査官は「広く利用されている指紋認証機器が新型コロナの感染拡大の媒体になるかもしれないという懸念から、ウィズコロナ時代でも非接触型生体認証産業は持続的な成長が見込まれる」とし、「このような生体認証技術はモノのインターネット、人工知能などに代表される第四次産業の基盤になる分野であるため、韓国企業は積極的な技術開発と特許ポートフォリオの構築を急ぐ必要がある」と強調した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム